

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた 当事務所からのお願いについて

令和3年1月15日
福島県県中建設事務所

福島県においては、新型コロナウイルス感染者が継続して増加している状況にあり、クラスター感染事例も発生していることから、感染拡大防止に向けた対策が急務となっております。

このことから、当事務所へ来所される皆様には、下記のとおり感染拡大防止に向けた対策への御協力をお願いいたします。

記

- 感染拡大防止のため、あいさつ等による外部の方の入室は控えるようお願いいたします。(手続き・相談などで来庁された方の入室を制限するものではありません)
- 来所人数はなるべく少なくなるようご配慮願います。
- 来所の際は、極力マスクの着用をお願いいたします。また、手指の消毒や咳エチケットの徹底にも御協力をお願いいたします。
- 発熱や咳など体調に不安がある場合は、来所を控えるようお願いいたします。
- 緊急事態宣言の対象となった地域と当事務所との不要・不急の往来は控えるようお願いいたします。

自分を守ること、そして自分の大切な人を守る行動が社会を守ることに繋がります。

当事務所も一丸となってこの困難、難局を乗り越えていくことができるよう、皆様のお力添えをよろしくお願いいたします。